

北海道が補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ「9 補助金等の交付に関する権限の委任」に掲げる職にある者に委任する。

令和7年（2025年）10月21日

北海道知事 鈴木 直道

1 補助金等を交付する事業の名称

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業

2 事業の目的

個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とし、予算の範囲内で支給する。

3 補助対象者

北海道内に住所地がある（市に住所地がある者を除く。）母子家庭の母又は父子家庭の父

4 補助対象経費

（1）自立支援教育訓練給付金

教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学金、受講料及び前記経費の消費税。

（2）高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象経費の定めなし。

5 支給額等

10/10以内。予算の範囲内で支給する。

6 交付申請書

別に指示する様式

7 実績報告書提出期限

別に指示する様式

8 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出期限 別に指示する日
- (3) 提出先 総合振興局振興局保健環境部社会福祉課

9 補助金等の交付に関する権限の委任

総合振興局長又は振興局長（住所地が市の場合を除く。）